

〒840-0833

佐賀県佐賀市中の小路5番25号

佐賀地方検察庁

検事正 井内 顯 策 殿

司法解剖記録開示請求書

2007年（平成19年）1月9日

弁護士 池 永 満

弁護士 讃 岐 真 嗣

当職らは、福岡県福岡市〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号 △△△△氏（以下「請求人」と言います）の代理人として、以下のとおり司法解剖記録の開示請求をいたします。

記

1、請求人の子・▲▲▲▲（当時36歳）と孫・▲▲▲▲（当時9歳）は、2005年（平成17年）3月23日、佐賀県佐賀郡富士町の山中に停車中の乗用車内において共に死亡死体として発見され、司法解剖がなされました。

この事案は、捜査にあたった佐賀警察署により、2006年（平成18年）8月22日、貴庁に対し書類送検されています（送致番号〇〇）。

2、ところで、この間、佐賀警察署の捜査担当者は、請求人の度重なる質問や兩名の死因に対する疑問の提起にも関わらず、司法解剖の結果を正確に知らせようとせず、その都度、部分的な説明を加える態度に終始してきました。

3、しかしながら司法解剖の結果は、捜査機関における法律上の責任の有無の判断にかかわらず、死因の究明を待ち望んでいる遺族に対して速やかに報告されるべきものです。

4、以上の経緯に鑑み、貴職の管理下にある請求人の子と孫兩名に対し実施された司法解剖の結果得られた一切の記録について、その複写物（画像部分についてはカラーコピー）を、本請求書送達から三週間以内に請求人代理人に対して交付する方法で開示されるよう請求いたします。複写に必要な費用は当方が負担いたします。

5、なお、前記期限内に開示されない場合には、請求人は訴訟手続により司法解剖記録の開示請求を行う予定であることを付記しておきます。

又、この件に対する当職らへの連絡等は、下記にお願いいたします。

〒812-0054 福岡県福岡市東区馬出2丁目1番22号 福岡五十蔵ビル6階
弁護士法人奔流法律事務所池永オフィス
電話 092-642-8521 ファクス 092-642-8522

以 上

〒818-0041

福岡県筑紫野市上古賀1丁目1番1号

福岡県警筑紫野警察署

署長 徳 増 幸 雄 殿

司法解剖記録開示請求書

2007年（平成19年）1月9日

弁護士 池 永 満

弁護士 橋 本 良 実

当職らは、福岡県春日市〇〇〇丁目〇番地 △△△△氏（以下「請求人」と言います）の代理人として、以下のとおり司法解剖記録の開示請求をいたします。

記

- 1、請求人の母・▲▲▲▲（当時55歳）は、2005年（平成17年）5月17日、福岡県春日市所在の××病院において急死し、司法解剖がなされましたが、既に18ヶ月が経過しようとしているにも関わらず貴署における捜査は進展せず、未だに検察庁への事件送致もなされておられません。
- 2、この間、貴署の捜査担当者は、刑事事件としては被疑者の立場にある病院関係者に対して、司法解剖の結果を伝えるとともに捜査担当者としては病院に過失がないと考えているとの判断を示しており、病院側代理人はそれを根拠として請求人に対し民事上の損害賠償責任もないとの態度を示しています。
- 3、しかしながら司法解剖の記録を被害者の立場にある遺族に示さないままに、被疑者側にその結果の一部や、それにもとづく捜査側の判断を伝えるような取り扱いは極めて異常なことです。本来であれば司法解剖の結果は捜査機関における法律上の責任の有無の判断にかかわらず、死因の究明を待ち望んでいる遺族に対してこそ速やかに報告されるべきものです。
- 4、以上の経緯に鑑み、現在も貴職の管理下にある請求人の母の司法解剖の結果得られた一切の記録について、その複写物（画像部分についてはカラーコピー）を、本請求書送達から三週間以内に請求人代理人に対して交付する方

法で開示されるよう請求いたします。複写に必要な費用は当方が負担いたします。

5、なお、前記期限内に開示されない場合には、請求人は訴訟手続により司法解剖記録の開示請求を行う予定であることを付記しておきます。

又、この件に対する当職らへの連絡等は、下記にお願いいたします。

〒812-0054 福岡市東区馬出2丁目1番22号 福岡五十蔵ビル6階
弁護士法人奔流法律事務所池永オフィス
電話 092-642-8521 ファクス 092-642-8522

以 上

福岡市中央区舞鶴2丁目5番30号
福岡地方検察庁
検事正 麻 生 光 洋 殿

司法解剖記録開示請求書

2007年（平成19年）1月10日

弁護士 池 永 満
弁護士 橋 本 良 実

当職らは、福岡県春日市〇〇〇丁目〇番地 △△△△氏（以下「請求人」と言います）の代理人として、以下のとおり司法解剖記録の開示請求をいたします。

記

- 1、請求人の母・▲▲▲▲（当時55歳）は、2005年（平成17年）5月17日、福岡県春日市所在の××病院において急死し、司法解剖がなされました。
この事案は、捜査にあたった筑紫野警察署により、本日、貴庁に対し書類送検されています。
- 2、この間、筑紫野署の捜査担当者は、刑事事件としては被疑者の立場にある病院関係者に対して、司法解剖の結果を伝えるとともに捜査担当者としては病院に過失がないと考えているとの判断を示しており、病院側代理人はそれを根拠として請求人に対し民事上の損害賠償責任もないとの態度を示しています。
- 3、しかしながら司法解剖の記録を被害者の立場にある遺族に示さないままに、被疑者側にその結果の一部や、それにもとづく捜査側の判断を伝えるような取り扱いは極めて異常なことです。本来であれば司法解剖の結果は捜査機関における法律上の責任の有無の判断にかかわらず、死因の究明を待ち望んでいる遺族に対してこそ速やかに報告されるべきものです。
- 4、以上の経緯に鑑み、貴職の管理下にある請求人の母の司法解剖の結果得られた一切の記録について、その複写物（画像部分についてはカラーコピー）を、本請求書送達から三週間以内に請求人代理人に対して交付する方法で開

示されるよう請求いたします。複写に必要な費用は当方が負担いたします。
5、なお、前記期限内に開示されない場合には、請求人は訴訟手続により司法解剖記録の開示請求を行う予定であることを付記しておきます。

又、この件に対する当職らへの連絡等は、下記をお願いいたします。

〒812-0054 福岡市東区馬出2丁目1番22号 福岡五十蔵ビル6階
弁護士法人奔流法律事務所池永オフィス
電話 092-642-8521 ファクス 092-642-8522
以 上